

## <北九州市都市計画課からのお知らせ>

# 「用途地域等境界の線引き業務」の 取り止め等について

都市計画課では、建築主が建築計画を行う際などに必要となる、都市計画情報を提供しているところですが、この度、以下のとおり業務を見直すこととしましたのでお知らせいたします。

### 1 見直しの主な内容

- (1) 都市計画課で行っている「用途地域等境界の線引き業務(※)」を取り止めます。  
(※) 建築主等からの求めに応じ、提出された配置図等に用途地域境等の線を引いて返却するもの
- (2) 都市計画情報については、引き続き、インターネット上の「地域情報ポータルサイト G-motty」、当課窓口に設置している「都市計画情報案内システム」等により提供します。なお、「都市計画情報案内システム」の紙出力等の縮尺について、現行の 1/2,500、1/5,000 に加え、新たに 1/1,000 を追加します。
- (3) 「用途地域等境界」の判断は、建築主等の皆様が各自で行っていただきます。  
しかしながら、判断が難しく建築計画等に影響が及ぶ案件については、都市計画課窓口において担当者が協議に応じます。

### 2 現行と見直し後の対応について

| 都市計画情報提供ツール         | 現行  | 見直し後   |
|---------------------|---|--|
| 地域情報ポータルサイト G-motty | インターネット上の左記サイトにおいて都市計画情報を提供               | 同左   |
| 都市計画情報案内システム        | 都市計画課窓口に設置の「都市計画情報案内システム」において都市計画情報を提供    | 同左   |
|                     | 縮尺：1/2,500、1/5,000<br>紙出力可（有料：加- 300 円/枚） | 縮尺： <u>1/1,000</u> 、1/2,500、1/5,000<br>紙出力可（有料：加- 300 円/枚） |
| 用途地域等境界の線引き業務       | 建築主等からの求めに応じ、提出された配置図等に用途地域境等の線を引いて返却     | <u>取り止め</u>  |
| 都市計画課担当者との協議        | —   | 用途地域境界等の判断が難しく <u>建築計画等に影響が及ぶ案件は都市計画課窓口で担当者と協議</u>         |

### 3 見直し時期

平成 29 年 4 月 1 日

### 4 お問合せ先

北九州市 建築都市局 計画部 都市計画課 土地利用係（電話：093-582-2451）